

## 赤穂市告示第25号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により赤穂農業振興地域整備計画を変更するため、同法第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該計画の変更案及びその理由を下記のとおり、縦覧に供する。

なお、赤穂市民は、縦覧期間中、同条第2項の規定により赤穂農業振興地域整備計画の変更案に対して、赤穂市に意見書を提出することができる。

また、当該変更案のうち農用地利用計画に係る農用区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、同条第3項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に赤穂市にこれを申し出ることができる。

令和8年4月14日

赤穂市長 牟 禮 正 稔

### 記

#### 1 縦覧の対象

- (1) 赤穂農業振興地域整備計画の変更案
- (2) 赤穂農業振興地域整備計画の変更理由

#### 2 縦覧の場所

赤穂市産業振興部農林水産課（赤穂市役所2階）

#### 3 縦覧及び意見書提出期間

令和8年4月15日（水）から同年5月14日（木）まで  
（土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

#### 4 異議申出期間

令和8年5月15日（金）から同月29日（金）まで  
（土日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）